

令和 年 月 日

- ★注意 ・偽りその他不正な手段によって取得したときは、30万円以下の過料に処せられます。
(住民基本台帳法第47条)
・プライバシーの侵害等につながるような請求には応じられません。

◇本人確認書類◇

平成20年5月1日より、戸籍法・住民基本台帳法の改正に伴い、戸籍・戸籍附票・住民票・身分証明書の交付請求及び、住民異動届(転入・転出・転居等)をする場合に、ご本人やご家族の方が来庁しても、窓口において申請に来られた方の本人確認が必要となりました。

代理申請の場合は、委任状が必要ですがその他に本人確認ができるものをご持参ください。

★本人確認ができるものとは・・・

イ. 顔写真付きの身分証明書の場合は、次のうち1種類

- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- パスポート
- マイナンバーカード(顔写真付き)
- 住民基本台帳カード(顔写真付き)
- 身体障害者手帳
- 国・県・町等の公的機関が発行した資格証明書
- 在留カードなど

または

ロ. 顔写真付き身分証明の提示が出来ない方の場合は、次のうち2種類必要

- 資格確認書
- 健康保険者証
- 年金手帳・年金証書
- 介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 印鑑登録証(赤い手帳)＋実印
- 住民基本台帳カード(顔写真なし)
- 学生証
- 企業等の社員証(顔写真付き)など

※身分証明書はいずれも有効期限内のものに限ります。

※郵便請求において、保険証等の場合は住所の記載のある面もコピーし、添付して下さい。